

ICOCA 乗車券関連規則 目次

1. 小児用 ICOCA の発売駅
 - 第 1 条 小児用 ICOCA の発売駅

2. 券売機による小児用 ICOCA の発売
 - 第 2 条 小児用 ICOCA の発売条件

3. インターネットでの新規小児用 ICOCA の購入予約
 - 第 3 条 概要
 - 第 4 条 購入予約の方法
 - 第 5 条 購入予約の受付け
 - 第 6 条 小児用 ICOCA の資格確認
 - 第 7 条 購入期間
 - 第 8 条 購入場所
 - 第 9 条 支払い

ICOCA 乗車券関連規則

2026.3.18 現在

1. 小児用 ICOCA の発売駅

【小児用 ICOCA の発売駅】

第 1 条 小児用 ICOCA は当社が定めた駅において発売する。

2. 券売機による小児用 ICOCA の発売

【小児用 ICOCA の発売条件】

第 2 条 券売機で小児用 ICOCA を発売する場合は、第 3 条から第 9 条に規定するインターネットでの購入予約により、新規小児用 ICOCA を発売する。

2 本条に規定する券売機による小児用 ICOCA の発売は、ICOCA 乗車券取扱規則第 13 条第 2 項の規定にかかわらず、第 3 条から第 9 条に規定するインターネットでの購入予約の申込みをもって、「こども ICOCA 購入申込書」を提出したものとみなして取り扱う。

3. インターネットでの新規小児用 ICOCA の購入予約

【概要】

第3条 小児用 ICOCA 新規発行の購入予約をインターネットで申し込まれた場合に、券売機で発売する。ただし、当社が購入予約の申込み内容と公的証明書等により資格確認を行い、承認した場合に限り発売するものとする。

【購入予約の方法】

第4条 当社ホームページの、定期券インターネット予約サービスより購入予約を受け付ける。

【購入予約の受付】

第5条 購入予約の申込みは、随時受け付ける。

【小児用 ICOCA の資格確認】

第6条 小児用 ICOCA を新規で購入予約する場合は、公的証明書等によって購入予約申込みで入力した氏名、生年月日等を証明する資格確認を受けなければならない。小児用 ICOCA の資格確認は、次の各号のとおり取り扱う。

(1) インターネットでの資格確認

購入予約の申込み時に写真添付した公的証明書等によって資格確認を行い、確認結果は別に定める確認期限までに電子メールによって通知する。

(2) 駅での資格確認

公的証明書等を駅で提出する場合は、当社駅係員が資格確認を行い、その場で確認結果を通知する。

【購入期間】

第7条 申込日の 14 日後までとする。

【購入場所】

第8条 小児用 ICOCA の発売駅に設置している券売機で購入するものとし、旅客は、購入する際、購入予約の申込み時に発行する「予約番号」と「予約確認番号」を入力する。

【支払い】

第9条 支払いは券売機での購入時に行う。